国税庁からのお知らせについて(周知依頼)

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の2点につきまして、会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

1. 国税庁「個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告と納付について」

消費税及び地方消費税の中間申告と納付について、国税庁ホームページに掲載がありました。本年度は「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取扱い」の掲載もございますため、当該ホームページをご確認下さいますようお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください

- ○消費税及び地方消費税(個人事業者)の中間申告と納付
 - https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/campaign/r2/Aug/01.htm
- ○タックスアンサーNo. 6609「中間申告の方法」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6609.htm

2. 国税庁「相続税の申告書(令和2年分用)などを掲載について」

国税庁ホームページに、相続税の申告書 (令和 2 年分用)及び相続税の申告のしかた (令和 2 年分用)が掲載されました。こちらの申請書等は令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に亡くなられた人に係る相続税の申告に利用するものとなりますので、ぜひご利用下さい。

○相続税の申告書等の様式一覧(令和2年分用)

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/r02.htm ○相続税の申告のしかた(令和2年分用)

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2020/index.htm 以上

> 令和2年8月18日 広報部長 板垣 弘一